

魚津市告示第38号

魚津市片貝コミュニティセンター使用料徴収事務の委託について
魚津市コミュニティセンター条例（令和2年魚津市条例第1号）第9条に
規定する使用料の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭
和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

令和2年3月31日

魚津市長 村椿 晃

主たる事務所の所在地 魚津市島尻818

代表者名 片貝地域振興会 会長 伊藤甚幸

委託事務 使用料の徴収

委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで